

第2章 大田区地域福祉活動計画の枠組み

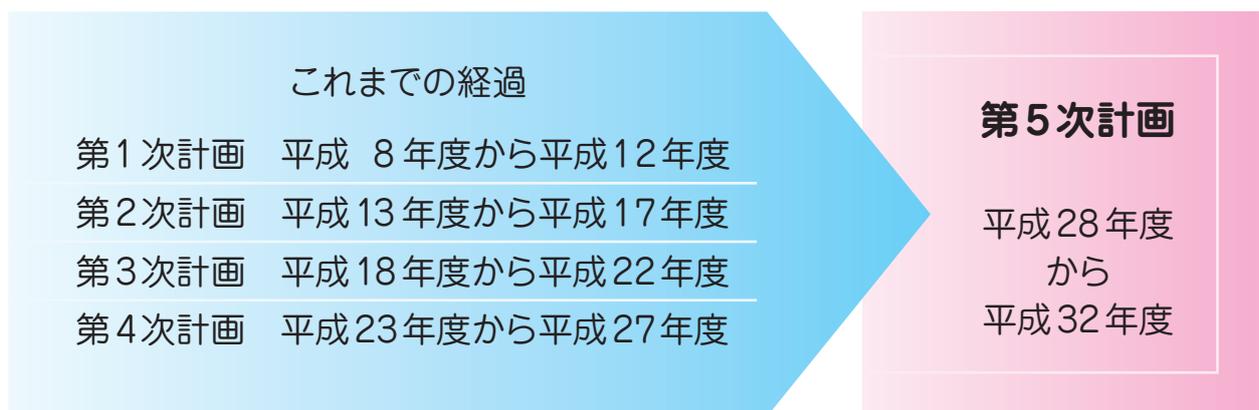
1. 第5次計画の位置付け

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民、地域において社会福祉に関する活動や社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)に従事する人々等が協力して、地域福祉を推進することを目的としています。

第5次計画は、「大田区地域福祉計画」との整合性を図りながら、地域福祉活動の充実を図ってまいります。なお、「大田区地域福祉活動計画」は、従来から愛称として「リボン計画」と称しています。

2. 第5次計画の期間

第5次計画は、平成28年から平成32年度までの5年間の計画です。



3. 第4次計画における取り組みとその成果

(1) 第4次計画における取り組み

① 第4次計画の概要

平成20年に厚生労働省から、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」が発表され、社会福祉協議会が「新しい地域福祉」の推進に積極的な役割を果たすべき旨が示されました。

同報告書で示された方向性を踏まえて、平成23年度からスタートした第4次計画では、「みんなでつくる 支えあいのまち おおた」を掲げて、次のような4つの目標を設定して進めて行くことといたしました。

- (i) 生きがい・やりがいづくり
- (ii) 気づき つながる 支えあいのまちづくり
- (iii) 安全と安心を実感できるまちづくり
- (iv) 計画実現に向けた組織強化

②第4次計画における実績

(i)「生きがい・やりがいづくり」

ボランティア活動の拡大、有償家事援助サービスの推進に努めました。東日本大震災が起きてからは、災害支援活動への取り組みが活発になり、平成23年度から24年度では、ボランティア保険加入者が1万人を超えました。

また、高齢者等の社会参加の機会の創出に向けて、平成24年2月から概ね55歳以上の方を対象とした「無料職業紹介所」を開設し、職業紹介や就労に向けた支援を行いました。

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ボランティア保険加入者数		10,955人	14,209人	6,323人	6,003人	5,248人
有償家事・介護サービス		936件	826件	907件	967件	883件
無料職業紹介	延来所者数	1,084人	1,746人	1,431人	1,513人	2,015人
	求人開拓数	67件	652件	1,019件	1,447件	1,590件
	就職率	6%	46.5%	47.0%	45.2%	43.6%
	就業促進事業等参加者	****	2,849人	3,021人	2,923人	2,466人
社会参加等多様な働き方に対する支援事業		257人	662人	544人	764人	711人

(ii)「気づき つながる 支えあいのまちづくり」

地域の様々な立場の住民が、日常的に自由に集まる場としての「居場所(住民交流活動拠点)」の支援、車いすステーションの拡大や、「ふれあい・いきいきサロン活動」への助成等に努め、地域の中における支えあいの活動の充実を図りました。

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
居場所支援		4か所	4か所	5か所	5か所	6か所
車いすステーション		****	5か所	7か所	12か所	17か所
サ ロ ン	活動費助成	33団体	40団体	43団体	48団体	47団体
	保険料助成	41団体 延15,647名	45団体 延17,118名	48団体 延16,953名	52団体 延13,762名	54団体 延19,666名

(iii)「安全と安心を実感できるまちづくり」

大田社協が法人として後見業務を行う「法人後見」や「後見監督」の受任、弁護士会等専門職団体と連携体制を強化して無料法律相談の拡充等に努め、権利擁護活動の充実を図りました。

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
窓口相談対応		1,576件	1,734件	1,870件	1,879件	1,892件
職員講師派遣		9回	15回	10回	13回	12回
専 門 相 談	弁 護 士	119件	123件	134件	135件	141件
	公 証 人	29件	27件	21件	37件	31件
	司 法 書 士	44件	39件	44件	44件	40件
地 域 福 祉 権 利 擁 護 事 業		55件	44件	42件	42件	42件
法 人 後 見	法 定 後 見	12件	15件	18件	20件	19件
	後 見 監 督	0件	0件	1件	4件	4件
	任 意 後 見	5件	6件	7件	9件	8件

(iv)「計画実現に向けた組織強化」

ア. 組織運営体制

第4次計画がスタートした平成23年は、世界的な経済の低迷、東日本大震災の発生などにより日本の社会は様々な課題に直面し、行財政改革のより一層の推進が求められました。

多額の補助金を受けている大田社協としても、事業内容をはじめ人事給与制度等について、外部委員を招聘して検討委員会で議論を重ね、委員会から示された答申に基づき、組織改革を進めてまいりました。

委員会名	委員会の期間	答申の主な内容	その後の取り組み
経営適正化 検討委員会	H23.10～ H24.1	①収支構造の転換や給与 体系の是正 ②収益性を加味した事業 計画の策定 ③専門機関での組織改革 推進体制を整備	「給与・人事制度検討特 別委員会」及び「経営・事 業改善検討委員会」を設 置し、それぞれの委員会 で課題を検討する体制を 整備した。
給与・人事制度 検討特別委員会	H24.4～ H25.12	①給与体系の見直しを行 った23区社協の平均 的な人件費率を目標と する。 ②人事評価用シートにつ いて	①給与体系では諸手当を 減額し、人件費の抑制 に取り組んだ。 ②人事評価シートを試行 して、内容等の改善に 努めている。
経営・事業改善 特別委員会	H24.4～ H25.3	①運用積立金の活用につ いて ②事業評価システムの 構築	①大規模災害等に備えた 基金と、直接事業資金 に充てる積立金に分割 した。
組織・経営 特別委員会	H25.4～ H27.12	①事業評価システムにつ いて ②新しい事業展開につ いて	①独自の評価シートを開 発した。 ②「社協のプラットフォーム 化」を検討した。

イ. 財政基盤

社協活動の基盤は会員からの会費収入です。平成27年度には、自治会町会からの会費算定方法を見直し、負担の公平性と透明性を向上させましたが、会費収入は全体的には漸減傾向にあります。



寄附金収入は、平成24年度において、「成年後見活動等に活用してもらいたい」との主旨で、約1.2億円の遺贈を受けました。ご遺志を尊重して、「権利擁護事業基金」を設置いたしました。

また、広報紙を活用した広告収入、会議室利用料の見直し、企業とタイアップした贈答品販売等、様々な方法による収入の確保に努めました。

ウ. 非常時における対応

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月東京都)を参考として、大災害発災時における大田社協の業務の継続と早期復旧に向けた「業務継続計画(BCP)」を策定し、必要な訓練等を行ってまいりました。

(2) 第4次計画の成果と今後に向けた取り組み

① 成果について

第4次計画の成果として、概ね次のような3つが挙げられます。

- (i) 無料職業紹介事業や成年後見業務等の充実により、労働や法律等他の分野の専門機関団体との協力関係が豊かになったことで、住民から寄せられる相談に対応できる範囲が広がりました。
- (ii) 会費や寄附金、共同募金を活用して、居場所やサロン活動への助成等を行ったことで、住民主体の地域活動の安定的な運営や多様な活動の育成が進みました。
- (iii) 社協の事業・経営改革が、検討委員会を通じて専門的な知見を持った住民等の意見が反映する形で、着実に進んでまいりました。

② 今後に向けた取り組み

1980年代において、環境分野では「持続可能な社会」ということが提唱されるようになりました。その趣旨は「次の世代の負担を大きくさせない」という考え方であり、福祉分野においても「持続可能な福祉社会」という表現が使われることがあります。

「持続可能な福祉社会」に向けて地域福祉活動の充実を図っていくためには、第4次計画の成果を踏まえて、次のような点に留意して検討していくことが望まれます。

- (i) 地域活動の主体は、自治会町会やボランティア、NPO法人など多様ですが、多くの活動体が活動資金や担い手の確保など、活動を安定的に継続していく方策を模索しています。
- (ii) 虐待や引きこもり、悪質商法被害、貧困の問題など、福祉的対応だけでは解決できないニーズに対して、他の分野の機関団体等と課題を共有し、協力して取り組んでいくしくみが求められています。
- (iii) すべての社会福祉法人に対して、これからの時代に即した役割を担うことが期待されており、大田社協においても「新しい事業モデル」を構築することが課題です。

ポイントは、「情報の共有と連携・協働」です。第4次地域福祉活動計画での取り組みを通じて、様々な機関団体等とのパイプを作りましたので、その中に質量ともに豊富な情報を行き交わせることで、より充実したネットワークへと高めていくことが求められます。

▶▶▶ 社会福祉法人の新しい役割 ◀◀◀

平成28年3月31日、社会福祉法が一部改正されました。この改正法では、社会福祉法人に対して新しい役割を果たすことが期待されています。

これまで社会福祉法人は、「社会福祉事業を経営すること」が規定されていましたが、これまでの役割に加えて、長年の活動の中で蓄積されてきた知識や技術などを、地域福祉の向上のために地域社会に還元していく活動に努める旨が盛り込まれています。

4. 第5次計画の基本的な考え方

(1) 第5次計画立案にあたっての前提条件

第5次計画の立案にあたり、次のような前提条件を設定しました。

- (i) 大田区地域福祉計画との整合性を図る。
- (ii) 経営理念に立脚した計画とし、その推進にあたっては住民との連携を基本とする。
- (iii) 第4次計画の成果と課題を踏まえ、計画の連続性に留意する。
- (iv) 今後予想される法律や制度の改正等に対して、その方向性を見据えた計画とする。

(2) 第5次計画の主旨

大田社協が掲げる経営理念に基づき、本計画の基本とする考え方を「計画の主旨」として、次のように決めました。

人を結び 地域で支えあう

第5次計画の期間中は、広報紙やリーフレット、職員の名刺等にも印刷して、普及を図っていきます。

【活用例】

- 人を結び 地域で支えあう 第5次大田区地域福祉活動計画
- 人を結び 地域で支えあう 社会福祉法人大田区社会福祉協議会

(3) 第5次計画の目標

大田区地域福祉計画が掲げる基本目標(6P参照)を踏まえて、民間における地域活動の特性(柔軟性や先駆性)等を加味して、次の3つの目標を設定するとともに、併せて目標ごとに達成したい「5年後の姿」を明確にしました。

I	多彩な支えあいのしくみをつくる
II	担い手を育てる
III	プラットフォーム化を進める

I 多彩な支えあいのしくみをつくる

〔目標の趣旨〕

支えあいを目的とした活動は、担い手、活動内容、活動形態、対象者等が多様で柔軟性に富み、公的制度のはざままで生じる課題への対応が期待できます。

将来に向けて、それぞれの地域活動の主体性を尊重しつつ、網の目のように結んでいくことで、地域の中に重層的なネットワーク作りを進めます。

〔5年後の姿〕

互助・共助・公助の調和が保たれ、住民は自分の生活状況に合わせたサービスの選択ができます。

II 担い手を育てる

〔目標の趣旨〕

「事業は人なり」というように、企業活動はもとよりボランティアな活動も、安定した活動を支えていくのは「人」です。また、地域社会が将来直面する課題について、若年層に対して学ぶ機会を提供することは、現在の大人が果たすべき務めでもあります。

子どもから大人まで、一人ひとりの住民が自分のライフステージや興味関心に対応できるように、地域の中に多様な学びの場づくりを進めます。

〔5年後の姿〕

互助・共助を支える人材育成のしくみが充実し、ライフステージに合わせ参加できます。

III プラットフォーム化を進める

〔目標の趣旨〕

福祉サービス利用者や福祉活動従事者等が、自ら考え、より望ましい方法などを選べることができるしくみを実現するため、大田社協は幅広く情報を収集し、整理と分析を加えて複数の選択肢を提供できる相談活動を進めます。

〔5年後の姿〕

地域福祉活動等に関する情報が公開・共有され、新しい取り組みを生み出すサイクルが整います。

プラットフォーム … 元の意味は、「周辺よりも高くなった水平で平らな場所」を指す言葉です。そこから派生して、「ものごとの基礎・基盤」という意味でも使われるようになっています。

計画の全体的なイメージ

3つの目標を結びつける「リボン」の役割を果たすのは『情報』です。その意味では、「Ⅲ プラットフォーム化を進める」が、第5次計画の基盤となります。

大田社協は、住民に有用な情報の集積地であり、情報が活用され、新しい価値を持った情報として還流してくる「情報の拠点(プラットフォーム)」を構築することを目指します。



情報は「水」に例えられます。大地の栄養が染み込んだ水は、根から吸収され樹木や果実を育み、葉から発散されて大地に還ります。「水の循環」が生命を支えるように、「情報の循環」で活力ある地域福祉活動を支えます。

(4)第5次計画の体系について

第5次計画は、次のような体系となっています。

第5次大田区地域福祉活動計画 体系図

【計画の主旨】

人を結び 地域で支えあう



<<新規>>は、第5次計画で新たに取り組む活動。

「計画の主旨」のもとに、3つの目標(青地に白抜き)と、それぞれ3つずつテーマ(赤地に白抜き)を設定しました。また、■の網かけ部分の事業は、後述する重点事業です。

目標ごとに設定したテーマの「ねらい」は、次の通りです。

I 多彩な支えあいのしくみをつくる		
	1 個人の暮らしを支える	大田社協が事業の主体として、直接サービスを提供し、支援を行います。
	2 地域を結ぶ	ボランティアやNPO団体等の取り組みに助成等を行い、間接的にサービス利用者等への支援を行います。
	3 地域協働型連携事業の推進	本計画の重点事業として、大田社協における新しい事業モデルを構築します。
II 担い手を育てる		
	1 福祉を学び、地域で活かす	主に社会人を対象として、福祉を学ぶ機会を提供し、地域活動への意識の啓発や人材の育成を図ります。
	2 福祉で学び、未来に活かす	主に小学生から大学生など、「持続可能な福祉社会」の担い手となる若者に、学びの場を提供します。
	3 広く学び、現場で活かす	すでに福祉サービス事業に従事している方に対して現任研修の機会を提供し、福祉人材の面からも地域福祉の向上を図ります。

Ⅲ

プラットフォーム化を進める

<p>1 選択肢を増やす情報の提供</p>	<p>大田社協の中核的な業務である啓発普及や相談事業を通じて、当事者の選択を支援します。</p>
<p>2 連携・協働に向けた情報の共有</p>	<p>関係機関・団体と協力して、ニーズの掘り起こしや問題解決に向けたしくみ作り等を推進します。</p>
<p>3 プラットフォームを支える情報の収集・分析</p>	<p>本計画の二つ目の重点事業として、「地域担当制」を導入し、地域の中で生じている様々な福祉的課題について、情報の収集と分析を行います。</p>

(5)重点事業について

①「重点事業」の定義

第5次計画において、重点事業の定義を「新しいしくみとして、地域に根付かせることを目的とした活動」としました。

そして、「地域協働型連携事業」と「地域担当制」を重点事業としています。

②地域協働型連携事業《体系図 I-3》

大田社協が、公益的活動に取り組む団体と新しい地域活動を企画し、費用負担や広報活動、連絡調整、進行管理等役割分担を定めて、実務的に協力しながら推進します(後援・助成事業は対象外とします)。

この事業経費については、全体予算の中で優先枠を設定した上で、個別の事業への充当額は会長が専決できるように、新しい規程等を整備します。

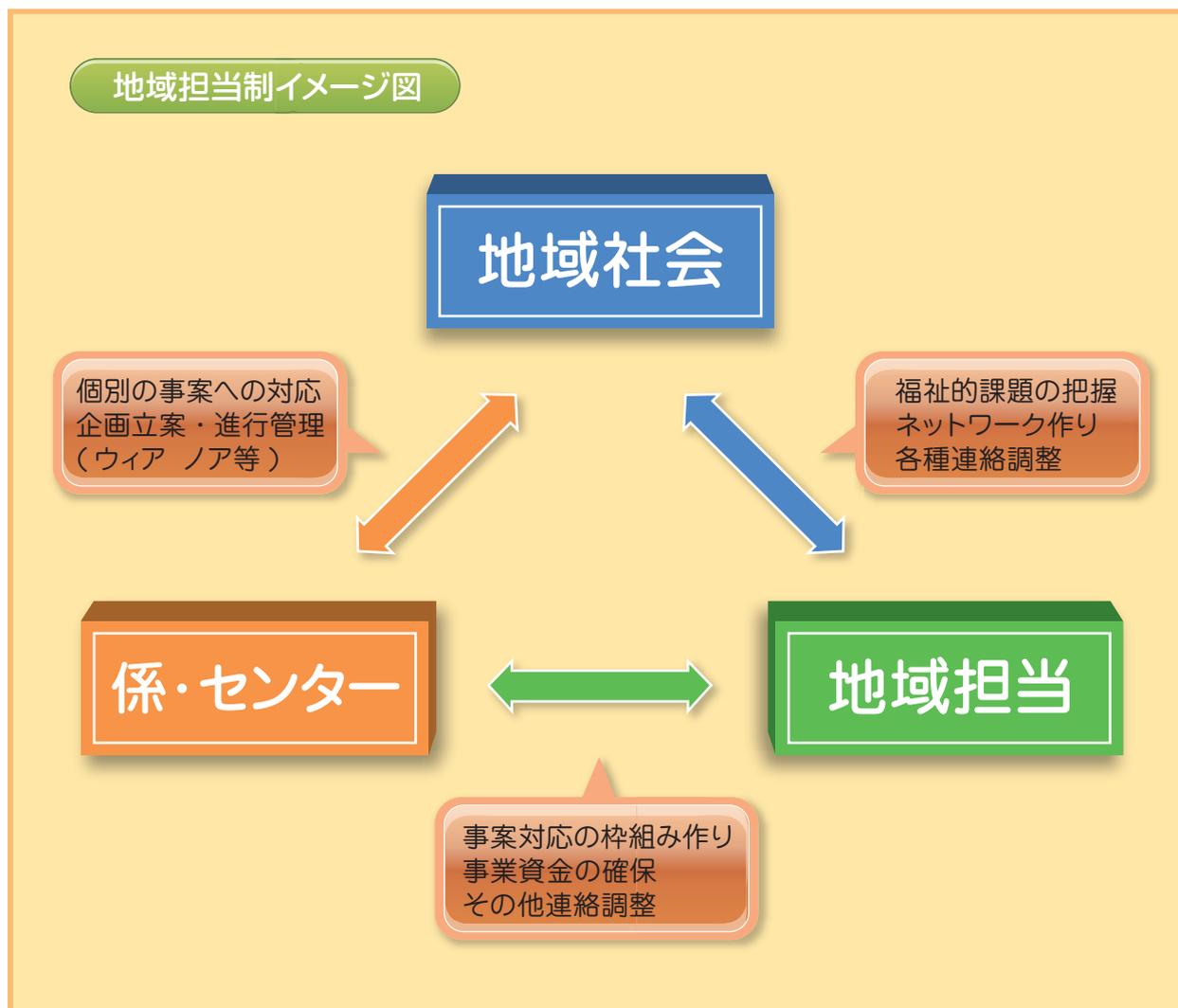
なお、この新しい枠組みについて、住民に強く印象づける等広報的な効果を目的として、ラテン語での表現を用いた愛称をつけました。



③地域担当制《体系図 Ⅲ-3-(1)》

大田社協の固有職員を、大田区の4地域福祉課が管轄するエリアごとにグループ化し、当該エリア専属の担当とします。

担当者は担当地域の福祉的課題の把握と、解決に向けた関係機関や団体とのネットワーク作りに努めます。新しい取り組みやサービスの構築が必要なときは、例えば「ウィア ノア」の枠組みを活用して、モデル事業を展開していくことなども考えられます。



(6)第5次計画の進捗状況の管理・評価について

①大田区地域福祉活動計画推進委員会

第5次計画は、大田社協の中に組織した「大田区地域福祉活動計画推進委員会」が策定し、理事会において決定しました。

今後委員会では、年度ごとに数回委員会を開催して、この計画の進捗状況等について確認していきます。

②事業評価の方法

大田社協では、平成27年度において、大田社協独自の事業評価モデルを策定しました。この事業評価モデルを活用して、第5次計画における取り組み状況について評価を行い、その結果をホームページ等において公開していきます。

(7)中間の見直し等

第5次計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となっています。しかし、本計画と連携する大田区地域福祉計画は、平成30年度が最終年度となります。

これまでの経過から考えると、平成30年度中には次期の「大田区地域福祉計画」が発表されるものと思われます。

このようなことから、第5次計画についても、平成30年度においては、着実に計画の進捗を図りつつ、次の地域福祉計画に向けた大田区の動向にも目を向けていく必要があります。

展開によっては、平成31・32年度の取り組み方に、新しい地域福祉計画との調和等を図るための修正等が必要となることも考えられますので、平成30年度において「中間の見直し」を行う予定です。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
大田区地域福祉計画					
			現計画終了 新計画策定	新計画開始	
大田区地域福祉活動計画					
	5次計画開始		中間見直し		5次計画終了 6次計画策定

(8)第5次計画に盛り込んでいない事業等について

要介護認定調査等、法令に基づく事務処理が求められ、かつ、事業主体である大田社協の裁量の余地が著しく少ない事業は、この計画が住民活動計画でもあることを考慮し除外しました。このような事業は、関係当局等と十分に連絡を取りながら進めてまいります。

また、会員増強や業務継続計画等、法人の経営等に関する取り組みは、必要に応じて別途計画を立案する等により推進します。

なお、体系図は平成27年度実施事業をベースにまとめていますので、今後の計画の進捗状況に合わせて、事業の改廃や新規事業の組入れ等を行い、必要に応じて体系図を修正していきます。